八街市汚水適正処理構想(案)に対する意見と市の考え方

対応項目

A: 意見を受けて加筆・修正したもの

B:案に意見の考え方が概ね含まれていたもの C:案に意見の考え方が一部含まれていたもの D:案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの

E:その他の意見

番	分類	意見の要旨	対	市の考え方
号			応	
1	概要版	用途区域内の下水道普	D	令和2年度末で、用途区域面積594haの内、整備済面積が
	3. 八街市の	及率を令和6年度まで		453ha、未整備面積が141haとなります。
	汚水処理に	に100%完了してく		下水道の整備には、多額の財源を必要とするため、ご意見に
	おける現状	ださい。		あるように、令和6年末の用途区域内の整備率を100%と
	と課題			することは、難しいものと考えています。
2	概要版	用途制限区域内54	D	八街市汚水適正処理構想(案)で検討した結果、1,030
	6.今後の整	0. 7 haで終了とし、		haを集合処理で行うのが有利という判定なので、ご意見にあ
	備計画	令和31年度までの長		るように集合処理とする区域を用途区域内のうち540.7
		期区域は実施しないで		haに留めるということは、考えておりません。
		ください。		
3	概要版	下水道計画区域外の地	Е	汚水適正処理構想は、集合処理と個別処理のそれぞれの特性
	6. 今後の整	域は、「都市型合併浄化		や経済性を総合的に勘案し、集合処理とする方が有利な区域
	備計画	槽」へ転換してくださ		と個別処理とした方が有利な区域と定めるものです。
		い。(公共工事として		従いまして、ご意見にあるような個別処理区域の具体的な整
		PFI 方式にて地元企業		備手法を八街市汚水適正処理構想(案)に反映することはで
		で対応)		きませんが、参考意見として承ります。
4	その他	下水道整備済みの未処	Е	汚水適正処理構想は、集合処理と個別処理のそれぞれの特性
	(取り組み	理住居及び浄化槽から		や経済性を総合的に勘案し、集合処理とする方が有利な区域
	について)	の切り替え、分譲住宅		と個別処理とした方が有利な区域と定めるものです。
		の集中浄化槽等を取り		従いまして、ご意見にあるような水洗化向上のための具体的
		組む努力に傾注してく		な取組を八街市汚水適正処理構想(案)に反映することはで
		ださい。(多少の投資も		きませんが、参考意見として承ります。
		必要ですが、設備能力		
		を最大限活用のため。)		